

民の力を活かした地方創生推進について

令和2年1月15日

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府 地方創生推進事務局

「民の力を活かした地方創生の手引」の概要

手引きの趣旨

- 本手引は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、横断的な目標の一つとして「多様な人材の活躍を推進する」が位置付けられたことを踏まえ、民の力を活かした地方創生に向けて地方公共団体と民間組織との連携・協働を推進するため、その意義、先行事例、支援措置等について整理したもの。
- ビジネス手法をもって社会的課題の解決を図るなど、私的な利益の追求にとどまらず公共的価値を創出して地方創生に寄与する民間主体を、地域づくりの担い手、行政のパートナーとして積極的に位置付け、その主体的な取組を促し、連携・協働を強化するための枠組を構築し、「民の力を活かした地方創生」を強力に推進することをねらいとする。

手引きの構成

I. 地方創生の取組における官民協働の意義(総論)

II. 取組内容等に応じた官民協働のあり方(分野別各論)

- (1)地域商社 (2)移住や関係人口の創出・拡大に向けた支援 (3)教育・人材育成 (4)エリアマネジメント
- (5)小さな拠点・地域運営組織 (6)スポーツ・健康まちづくり (7)ソーシャルビジネス(社会的事業)(8)生涯活躍のまち

III. 官民協働による地方創生の取組に活用可能な制度

- (1)地域再生推進法人制度
- (2)特定地域づくり事業協同組合制度
- (3)パートナーとなる民間主体の事業運営基盤の確立に向けた関係法律の運用

IV. 参考資料

V. 問い合わせ先一覧

Ⅱ. 取組内容等に応じた官民協働のあり方(分野別各論)

(1) 地域商社

地域商社は、農産品等の優れた地域資源の販路開拓や、流通と調整して価値に見合った価格での販売を行い、地域の生産者に従来以上の収益をもたらす主体であり、行政はその育成や支援、事業連携に取り組むことが必要。

【事例1】(株)ファーマーズ・フォレスト×栃木県宇都宮市

○県産品を道の駅、直営店、通販等で「トチギフト」としてブランド化する等販路づくりを展開、自前の広域集配システムでロットや品質特性に応じた卸価格を実現。



【事例2】有限会社漂流岡山×滋賀県東近江市

○山間地の農業活性化を、多量少品種栽培、定額全量買取り、需要予測に基づく計画生産による中規模流通で安定収益モデルを確立。若手農家への支援にも注力。



(2) 移住や関係人口の創出・拡大に向けた支援

移住・定住の促進には、総合窓口の設置等により、情報発信、相談、住居や職の確保等の様々な支援やシティプロモーション等を関係者が連携して実施することが必要。移住者の裾野を広げる上で、関係人口の創出・拡大に取り組むことも重要。

【事例】山形県庄内地域の2市3町×ヤマガタデザイン(株)

○就転職・移住支援フェアを都内・地元で開催し、地元企業が採用情報を発信、自治体が暮らしの相談を受け、移住・転職に必要な情報をワンストップで提供。

Ⅱ. 取組内容等に応じた官民協働のあり方(分野別各論)

(3)教育・人材育成

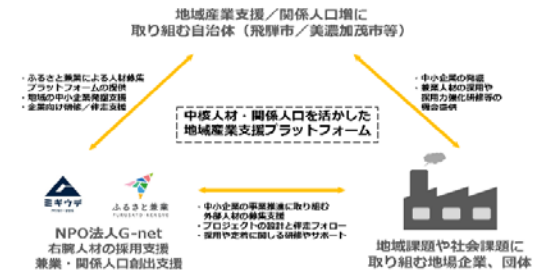
地方創生の深化には、地域の課題解決や魅力向上を担う組織や人材の育成が重要。地域特性やニーズに応じたきめ細やかな対応を行政だけで担うことは難しく、民間組織を含めた多様な主体の連携・協働が必要。

【事例1】(一財) 地域・教育魅力化プラットフォーム

○「意志ある若者」の育成のため、全国の自治体と連携し、「地域みらい留学」やプロジェクト学習、高校と地域をつなぐコーディネーターの育成等の事業を行っている。

【事例2】岐阜県美濃加茂市・飛騨市×(特非) G-net

○地域産業の経営革新と意欲ある人材輩出に向け、自治体とプログラムを組んで、中小企業等のインターンシップ事業の企画運営や導入コンサルティングを行っている。



(4)エリアマネジメント

まちの賑わいづくり、情報発信、防災、景観形成といった、事業者、地権者等による主体的なまちづくり活動(エリアマネジメント)は、公益性が高いが財源不足等が課題となっており、行政が主体の立上げ、事務委託、助成、都市計画の運用等で活動を支える必要。

【事例1】東京都×千代田区×(一社) 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会×(NPO) 大丸有エリアマネジメント協会

○国際業務センターの形成を図るため、地権者中心にまちの将来像を議論し、イベント、環境・防災活動を展開。行政はまちづくりルールの公的規制化、啓発等で支援。



丸の内中通りアーバンテラス

【事例2】大阪市×(一社) グランフロント大阪TMO×梅田地区エリアマネジメント実践連絡会

○再開発エリアにおいて、開発事業者主体でイベント、情報発信、防災活動等に取り組み、市は地権者から費用を徴収し活動団体に交付する「大阪版BID制度」等で支援。



梅田ゆかた祭り

Ⅱ. 取組内容等に応じた官民協働のあり方(分野別各論)

(5) 小さな拠点・地域運営組織

中山間地域等で住民生活サービスの維持、仕事・収入の確保のための事業を継続するための小さな拠点づくりを担う地域運営組織の活動には、行政による人材・資金等多面的な連携・支援や、中間支援組織によるノウハウ支援や農協、郵便局等との連携が求められる。

【事例】長野県豊丘村×(株)豊かな丘

○村が核施設として道の駅を整備して生活サービス機能を集約し、村内全集落をコミュニティバスで結ぶ。施設運営は、村と住民が設立した会社が指定管理を受託し、雇用を創出。



長野県豊丘村が整備した道の駅

(6) スポーツ・健康まちづくり

スポーツ資源の活用、潜在的な価値の掘り起こしはまちづくりの取組として重要であり、疾病・介護予防や健康増進を通じた活性化も期待される。これには様々な産業や他地域との連携も必要となるため、行政と民間組織を含む多様な主体の連携・協働が必要。

【事例1】長野県伊那市×RIZAP(株)

○参加者の体力年齢の改善結果等に応じ市が報酬を支払う「健康増進プログラム(3ヶ月)」を実施し、約9割が体力年齢10歳以上の若返りに成功する成果を挙げた。

【事例2】茨城県×(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー

○スタジアムの指定管理者として試合開催日以外も健康増進施設の設置、コンコースの無料開放、スポーツクリニックの誘致等地域の価値向上につながる施設運営を行う。



健康増進プログラムの様子

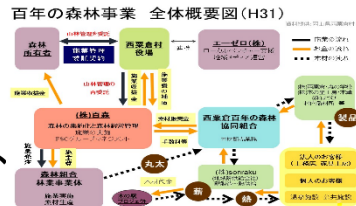
Ⅱ. 取組内容等に応じた官民協働のあり方(分野別各論)

(7) ソーシャルビジネス(社会的事業)

不足する生活サービスの提供等の地域課題を、民間がビジネス手法で事業性と社会性の両立を図って解決するとともに、行政がその担い手の発掘・育成や認知度向上等の環境整備に取り組む、官民協働による社会的事業の推進が重要。

【事例1】(株)西栗倉村・森の学校×岡山県西栗倉村

○村が所有者から森林を預かって管理を行い、民間が間伐材を利用し木材加工、流通、商品化を事業展開する「百年の森林事業」を進め、ローカルベンチャーも多数起業。



【事例2】(特非) おっちラボ×島根県雲南市

○市が開講した人材育成塾の卒業生を中心に設立した中間支援組織が、若者の起業や地域活動等のチャレンジをサポートし、起業、移住、新規雇用の創出を実現。



出典：NPO法人おっちラボ

(8) 生涯活躍のまち

誰もが居場所と役割を持つ地域コミュニティである「生涯活躍のまち」の実現には、収益性に乏しいコミュニティ事業の運営ノウハウを有し、地域のニーズや課題を把握した法人と、構想や企画段階から事業に関与する市町村の連携・協働が必要。

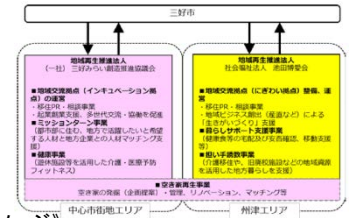
【事例1】鳥取県南部町×(NPO)なんぶ里山デザイン機構×JOCA (公社)青年海外協力協会

○主に町が移住希望者とのマッチングや複合施設の整備等を、NPOが交流拠点の運営等を、JOCAが高齢者等へのサービス提供等を、住民自治組織と連携して一体的に推進。



【事例2】徳島県三好市×(一社)三好みらい創造推進協議会×(社福)池田博愛会

○協議会が中心市街地エリアで空き家再生事業等を、博愛会が福祉機能集積エリアで交流拠点施設の運営等を実施。市は補助制度の創設等で事業の企画段階から連携。



Ⅲ. 官民協働による地方創生の取組に活用可能な制度(地域再生推進法人制度)

- 地域再生の推進に当たっては、地方公共団体のみならず、より地域住民に近い立場でのコーディネーター役として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要。
- 地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として、NPO法人等の非営利法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社を地域再生推進法人として指定することができる。

※指定数:20機関(平成31年3月末時点の内閣府調査での地方公共団体からの報告数)

【事例1】(一社)遠野ふるさと公社<岩手県遠野市>

法人概要

- 遠野ふるさと公社は、観光施設の管理、地元特産品の販路開拓などを主たる業務とする第三セクター方式の一般社団法人。
- 平成28年度に遠野市から地域再生推進法人としての指定を受けて以降、地域商社として経営進化を遂げ、マーケティング力・情報発信力の強化、ふるさと納税による地域磨き等、各種事業の強化を行っている。
- 推進法人であることを総合的に勘案し、随意契約による業務委託を行っている。

地域再生推進法人の取組内容

- 地域商社業務
ホップやワサビ等の地域の農産物を活用した新たな特産物を開発し、道の駅、アンテナショップ、首都圏のイベント等での販売を行うほか、海外販路を開拓し、海外の物産展に出店するなど、外貨獲得による地域経済の活性化に寄与。
- 市の観光施設の指定管理業務
「道の駅遠野風の丘」のほか、昔ながらの農村風景を再現した体験施設「遠野ふるさと村」等の市の観光事業に関する公共施設の管理・運営を行う。



米国での物産展の様子

【事例2】(特非)日高わのわ会<高知県日高村>

法人概要

- 日高わのわ会は、「地域の困りごと」の解決のため、5人程度の母親の集まりからスタートした特定非営利活動法人であり、現在は50人程の会員と働く母親で組織されている。
- 特産品であるトマトの販売、喫茶、福祉等、幅広く活動しており、住民同士の「おせっかい」によりお互いを気遣い、高度なシェアリングエコノミーとして機能している。
- 推進法人として指定を受けることで村内の知名度が向上。また、公募なしで宿泊体験施設の指定管理者に選定された。

地域再生推進法人の取組内容

- ボーダレス福祉
障がい者向けの自立支援、相談支援、就労支援サービス、リハビリのサポートなど、みんなで支え合う様々な福祉活動を行う。
- 「日高村フルーツトマト」を使った商品開発・販売
ブランドの出荷基準に満たない規格外品を買い取り、トマトソースやジャムなどの加工品として、製造・販売を一貫して行っているほか、地元の人たちが毎日気軽に通い、集う「おかん食堂」を運営。
- 宿泊体験施設の運営
村所有の宿泊施設である「Eat & Stayとまとと」を管理・運営し、観光客の滞在及び地域住民との交流に寄与。

Ⅲ. 官民協働による地方創生の取組に活用可能な制度(特定地域づくり事業協同組合制度)

目的

特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資すること（地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号））

地域人口の急減に直面している地域

地域人口の急減：一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況

都道府県知事

<組合の認定要件>

- ①自然的・経済的・社会的条件からみて一体であり支援が必要な地区
- ②特定地域づくり事業の適正な実施が可能
- ③地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資する
- ④組合・関係事業者団体・市町村との間の十分な連携協力体制

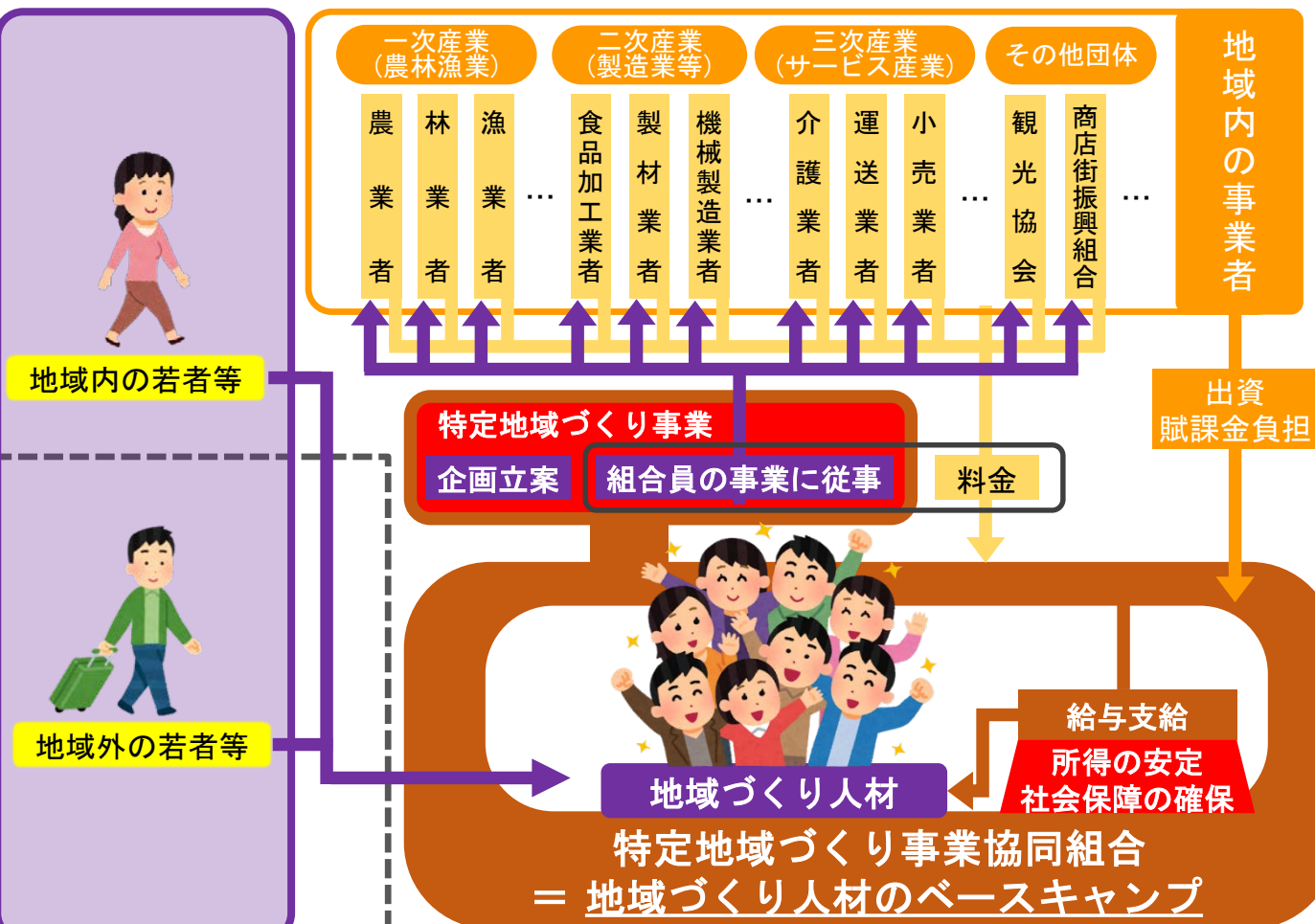
認定（10年更新制）

国・地方公共団体

- 特定地域づくり事業協同組合に対する必要な財政上の措置

特例措置

- 労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することが可能



Ⅲ. 官民協働による地方創生の取組に活用可能な制度 (パートナーとなる民間主体の事業運営基盤の確立に向けた関係法律の運用)

官民が連携・協働して地方創生の取組を進めていくためには、行政のパートナーとなる民間主体の安定的な事業運営の基盤(財政面・組織体制面)の確立が重要。

本手引においては、こうした課題への対応に資するよう、①随意契約など簡素な手続による行政事務の委託、②行政の未利用財産の活用、③地方公務員の派遣等の観点から、「生涯活躍のまち」関連事業をケーススタディとして、地方自治法等に基づく諸制度の活用事例や運用上の留意点を取りまとめている。

主な活用事例

①随意契約による行政事務の委託

- 「生涯活躍のまち」の中核的法人が行う地域交流拠点の形成、空き家活用促進等の業務について、地方公共団体から随意契約にて業務を委託

②行政の未利用財産の活用

- 地方公共団体が所有する文化施設の一部を行政財産から普通財産に変更した上で、地域再生推進法人に無償で貸付け《岡山県奈義町》
- 地方公共団体が所有する駐車場の一部(行政財産)を地域再生推進法人に長期(10年以上)にわたり貸付け《広島県安芸太田町》

③地方公務員の派遣等

- 町幹部職員の特設法人(まちづくり株式会社)への専ら派遣 《北海道東川町》
- 町課長級職員のまちづくり株式会社との兼業 《同上》